

臓器提供に関する意思の表示について

臓器移植に関する法律の一部改正に伴う、健康保険法施行規則等の一部の改正により、平成22年7月17日から被保険者証の裏面に、「臓器提供に関する意思の表示欄」を設けることとされました。

しかしながら、当分の間「臓器提供意思表示欄」の無い、従来の様式による被保険者証の交付・使用が認められていることから、当健康保険組合では新様式の被保険者証の交付準備が整うまで、現行の被保険者証の交付といたします。

なお、臓器提供に関する意思表示は、被保険者証の意思表示欄以外にも、「インターネットによる意思登録」や「臓器提供意思表示カード」等で行うことができます。詳細は、下記のホームページをご覧ください。

- 社団法人日本臓器移植ネットワーク
<http://www.jotnw.or.jp/index.html>

- 厚生労働省：政策レポート（臓器移植法の改正について）
<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/01/01.html>